

環循総発第 2011135 号
令和 2 年 11 月 13 日

原子力規制委員会 原子力規制庁
原子力規制部 審査グループ
安全規制管理官（研究炉等審査担当） 殿

環境省 環境再生・資源循環局
総務課長
(公 印 省 略)

重金属等の有害物質を含む放射性廃棄物の埋設処分に係る行政対応
についての意見照会（回答）

令和 2 年 10 月 23 日付け原規規発第 2010218 号にて照会のありました標記につ
きまして、下記のとおり回答します。

記

環境省としても、重金属等の有害物質を含む廃棄物による生活環境の保全上
の支障を生じさせないことは、重要であると認識しています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)等においては、
放射性物質及びこれによって汚染された廃棄物を除く廃棄物の処理に係る基準
等について定めているところであり、環境省から御庁に対し、廃棄物の処理に係
る基準等に関して、情報提供を行うとともに御不明な点について回答を行うこ
とは可能です。

以上